


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例				
	部課機関					
1. 要旨						
1) 改正の要旨						
<p>給与制度の総合的見直しによる地域手当の支給割合の変更については、制度完成を平成30年度としていたが、人事院規則により平成28年度に変更されたこと、及び、経過措置期間である平成27年度については平成27年4月1日に遡及して地域手当の支給割合を10%から10.5%に変更されたことに伴い、地域手当の支給割合等について、規則改正を行うものである。</p> <p>《付則3 地域手当に関する特例措置について》</p> <p>①期間を「平成30年3月31日まで」を「平成28年3月31日まで」に変更する。 ②支給割合を「100分の10」を「100分の10.5」に変更する。</p>						
2) 施行日等						
公布の日から施行し、改正後の付則3の規定は、平成27年4月1日から適用する。						
3) 影響及び効果						
<p>国の人事院勧告に即した対応となる。</p> <p>平成28年度以降については、地域手当の支給割合は12%となる。</p>						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>平成27年 8月 6日 人事院勧告</p> <p>平成27年10月16日 東京都人事委員会の勧告</p> <p>平成28年 1月26日 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布</p> <p>平成28年 2月 3日 職員組合から同意書を受理</p> <p>平成28年 2月24日 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例可決 文書課審査済</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
<p>東大和市職員の給与に関する条例等の一部改正 (平成28年第1回東大和市議会定例会第14号議案) 後の事務処理のため、時間的余裕がなく、庁議付議する暇がないことから、持ち回り庁議にて対応することとし、持ち回り庁議終了後、速やかに規則改正の手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。